

高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金審査要領

第1条 この要領は、高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金審査会設置要綱（以下、「要綱」という。）に係る審査を実施するために必要な事項を定める。

（審査方法）

第2条 審査会は、高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金交付要綱第6条第1項に基づき申請のあった事業の内容について、交付決定を受けようとする者からのプレゼンテーション及び審査委員からの質疑を行った上で、別記に定める基準により審査を行う。

（審査結果の取り扱い）

第3条 委員長は、前条による審査結果について、速やかに知事に報告する。

附 則

この要領は、令和4年4月4日から施行する。

1 補助事業としての適格性

審査項目		審査基準	評価方法
①	補助対象事業としての適格性	輸出に取り組む理由、事業目的、実施内容など総合的に評価し、取り組み自体が県内食品の輸出拡大につながるものであるか。また、全ての補助要件の達成を見込むことができるか。 【総合評価】	<ul style="list-style-type: none"> 各審査項目について、審査基準に基づきAからEの5段階評価(※) 各評価の「掛け率(※)」を配点に乗じて各審査項目ごとの得点を算出 各審査項目の得点を合計して審査得点を算出
②	市場性・競争力	ターゲットとする輸出先国の現状・ニーズ・規模・競合他社の状況を把握しているか。また、他社との差別化を図る自社の強みを有しているか、あるいは、本補助事業により、自社の強みを有することにつながるか。 【事業計画書2(1)-2 輸出状況】 【事業計画書2(1)-3 輸出先国・地域別の輸出拡大戦略と課題】	
③	課題設定・解決方法	輸出拡大に向けた課題が明確で、その解決のために本補助事業が妥当かつ効果的であるか。 【事業計画書2(1)-3 輸出先国・地域別の輸出拡大戦略と課題】 【事業計画書2(2)本補助事業で取り組む課題解決】	
④	目標・計画	具体的かつ実現可能な目標と計画が設定されているか。 【事業計画書2(3)目標設定】 【事業計画書2(4)行動計画】 【事業計画書2(5)投資効率】	
⑤	実施体制	事業実施のための社内体制(人材、事務処理能力等)や社外との連携体制が備わっているか。 【事業計画書2(6)実施体制】	
⑥	県内への波及効果	地域経済への波及効果を期待できるか。 【事業計画書2(7)県経済への波及効果】	
⑦	財務状況	事業実施のために資金調達能力を十分に有しているか(事業終了後の取組継続も含む)。 【事業計画書1(4)直近3年の損益状況】 【事業計画書2(1)-1売上実績】 【事業計画書3(2)資金調達内訳】	

※A から E の評価内容と掛け率

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている
内容が極めて明確かつ具体的であり、非常に優れた成果が期待できる。	内容が明確かつ具体的であり、優れた成果が期待できる。	内容が概ね明確であり、一定の成果が期待できる。	内容が不明確又は不十分である。	内容が不適切である。
掛け率：1.00	0.75	0.50	0.25	0.00

2 採択基準

出席した審査委員全員の審査得点の平均（小数点以下第3位を四捨五入）点が50点以上である者のうち、予算の範囲内で点数の高い者から採択する。

なお、審査得点の平均点が同点となる者が複数おり、その全ての者を採択することで予算を超過する場合には、各審査委員の審査得点を比較し、より多くの審査委員が高い得点をつけた者を上位とする。

また、上記の場合でも優位をつけられない場合は、審査委員の協議により、順位を決定する。